

【5】

林業キャリアスタート支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 他産業から林業に就業する者に対して支援金を支給するため、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）業務細則に基づいて行なう助成事業は、この要領により実施する。

(定 義)

第2条 「正社員等」とは、期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約により、かつ、一週間の所定労働時間が20時間以上勤務の労働者をいう。

(事業の内容)

第3条 財団は、第4条に該当する者に対して、キャリアスタート支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(要件及び支給額等)

第4条 次に掲げる要件のいずれにも該当する個人に支給するものとする。

(1) 当該林業事業体へ正社員等として雇用される日前において、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の中分類「02 林業」の業種に就業していないこと。

(2) 令和5年4月1日以降に林業事業体へ正社員等として雇用され、3か月以上勤務した者。

(3) 雇用された林業事業体において、次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 第4回改訂厚生労働省編職業分類の大分類の「A 管理的職業」又は「C 事務的職業」に従事するもの

イ 公務員

(4) 当該林業事業体に継続して勤務する意思を有する者であること。

(5) 外国籍の者にあつては、当該林業事業体において雇用された時点で就労可能かつ更新可能な在留資格を取得している者であること。

2 支給額等

支給対象者に対して支給する支援金の額は、10万円とする。

ただし、支給対象者への支援金の支給は一人につき1回限りとし、過去に支援金の支給がされた者は再び申請できない。

なお、林業事業体へ正社員として雇用された日から1年以内に限り申請を可とする。

また、新規学卒者については、高等学校または高等教育機関在学中に、緑の青年就業準備給付金事業（平成25年5月16日付け25林政経第98号）及びこれに類する給付金の給付を受けていた場合は支給しない。

(申請可能時期)

第5条 支援金の申請期間は、次のとおりとする。
毎年4月1日から翌年2月28日

(事業の実施)

第6条 財団理事長（以下「理事長」という）は、様式第6-5-1号により事業体へ事業の実施を明らかにする。
2 事業体の事業主は、所属する従業員の該当者に、事業の実施を周知する。

(交付申請)

第7条 第4条の要件を満たす者は、林業キャリアスタート支援事業支援金交付申請書（様式第6-5-2号）（以下「交付申請書」という。）を関係書類（別表1）とともに財団理事長（以下「理事長」という）に提出する。

(支援金の交付)

第8条 理事長は、交付申請書及び関係書類を審査し、支給の可否を決定し、林業キャリアスタート支援金支給決定通知書（様式第6-5-3号）により支給対象者に通知するとともに、支払いを行う。

(証拠書類の保存)

第9条 支援金の交付を受けた者は、林業キャリアスタート支援事業支援金事業に関する証拠書類等を、実施した翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(不正受給)

第10条 偽りその他不正の行為により本来受けることができない支援金の支給を財団から受け、又は受けようとした支給対象者に対しては、当該不正に係る支援金について不支給とするか又は支給を取り消す。

(債権の回収)

第11条 理事長は、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任等)

第12条 支援金受給者は、財団及び県の求めに応じて、雇用事業体が、勤務状況などの情報を提供することに同意するものとする。
2 受給者は、財団又は県の実施する検査に協力すること。

第13条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 申請時の関係書類

誓約書 (別紙1)
雇用事業体が発行した就業証明書 (様式6-5-2号 別紙2)
雇用事業体に提出した履歴書の写し (これまでに従事した業種または就学していた教育機関が判るもの) (事業主による原本証明を行うものとする)
労働条件通知書など従事する業務の内容や就業場所が分かる書類の写し
雇用保険加入証明書など林業事業体に雇用された日が分かる書類の写し
賃金台帳や出勤簿の写しなど3カ月以上勤務したことが確認できる書類
外国籍の者にあつては、国籍、在留資格、在留期間等が確認できるパスポート及び在留カードの写し
振込先口座の預金通帳の写し (金融機関名、本支店名、店番号、口座の種別、口座番号、口座名義 (カナ) の記載されているページ) など口座情報の確認できる書類